

新宿区屋外広告物に関する地域別ガイドライン（神楽坂地区）（素案）について

区は、景観まちづくり計画の「地域特性をいかした広告のルールづくり」の方針に基づき屋外広告物に関する地域別ガイドラインの策定地区を追加するよう取組を進めてきた。今回、神楽坂地域において屋外広告物ガイドライン（素案）の作成に至ったことから、景観まちづくり審議会に報告する。

1 屋外広告物に関する景観形成ガイドラインについて

屋外広告物ガイドラインは、新宿区景観まちづくり計画における、屋外広告物に関する景観形成の方針に基づき策定するもので、区全域ガイドラインと地域別ガイドラインにより構成されている。現在、地域別ガイドラインは、歌舞伎町地区と外濠周辺地区の 2 地区で策定し、それぞれの地域の特性をいかした屋外広告物による景観形成を誘導している。

神楽坂地区においても地域別ガイドラインを策定し、地域特性の魅力や価値を高める取組を進めていく。

2 地域別ガイドライン（神楽坂地区）策定に向けた取組の経緯について

平成 28 年 6 月に、神楽坂まちづくり興隆会から、神楽坂の景観にふさわしい屋外広告物のルール化を求める要望書が提出されたことを契機に、平成 29 年度には、区民参加のワークショップ（全 2 回）の開催や町会長、商店会長等により構成する検討委員会（全 3 回）における検討など、地域別ガイドライン（神楽坂地区）の策定に向けた取組を進めてきた。

3 地域別ガイドライン（神楽坂地区）（素案）について（資料 2）

地域別ガイドライン（神楽坂地区）（素案）では、神楽坂一丁目から六丁目全域及び白銀町、若宮町の一部地域を地区ごとの特性に応じて A エリアから F エリアまでの 6 地域に区分し、神楽坂全体に共通する景観形成方策とエリアごとの景観形成方策を策定することにより、目標に掲げる「伝統と現代がふれあう粋なまち ー神楽坂ー」の景観形成を推進していく。

また、本ガイドラインでは、屋外広告物の掲出にあたり、地元まちづくり組織である「神楽坂まちづくり興隆会」との協議を規定している。

4 今後のスケジュール（予定）

平成 30 年 8 月 15 日	区民意見の募集開始
8 月 26 日	地域説明会
11 月	景観まちづくり審議会（案の審議）
平成 31 年 1 月	ガイドライン決定
2 月下旬～	ガイドライン周知（広報、ニュース等）
4 月	ガイドライン施行